

# 神戸市風水害タイムライン(防災行動計画)

平成 29 年4月

神 戸 市



# 目次

1	本計画の目的	1
(1)	本計画の目的	1
(2)	本計画の位置づけ	1
2	本計画の役割と効果	2
3	本計画の対象とする災害想定	3
4	本計画の対象とする期間（いつ）	3
5	本計画の対象とする防災関係部局（誰が）	4
6	本計画の対象とする防災行動（何をするか）	4
7	本計画の構成	5
8	運用と見直し	6
(1)	本計画の運用	6
(2)	本計画の検証	6
(参考)	タイムライン策定の流れ	7
9	タイムライン【全体版】	8



# 1 本計画の目的

## (1) 本計画の目的

本市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、神戸市域における災害に関わる神戸市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、神戸市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を策定している。地域防災計画では、災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合にもその被害を可能な限り軽減するための「予防計画」や、災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的対応を行う等災害の拡大を防災するため応急的に実施する対策の基本的な計画である「応急対応計画」、また災害復旧の実施にあたっての基本方針である「復旧計画」を定めている。

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには時間の猶予があり、先を見越した対応により被害を最小限にとどめることが出来る。

そこで、事態の推移に係る時間軸に応じて、各局室区が地域防災計画に基づき的確かつ円滑な対応をとるための組織間の連携や対応内容を明確にし、発災前の段階における早めの対応による被害の最小化を目的として「神戸市風水害タイムライン（防災行動計画）」（以下「本計画」という）を策定する。

なお、タイムラインとは、災害が発生することを前提として、関係者が事前にとるべき行動を時系列で整理したものであることから、本計画では、地域防災計画風水害対策編のうち「予防計画」及び「応急対応計画」について時系列で整理するものとする。

## (2) 本計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画のうち風水害対策編の一部として位置付ける。

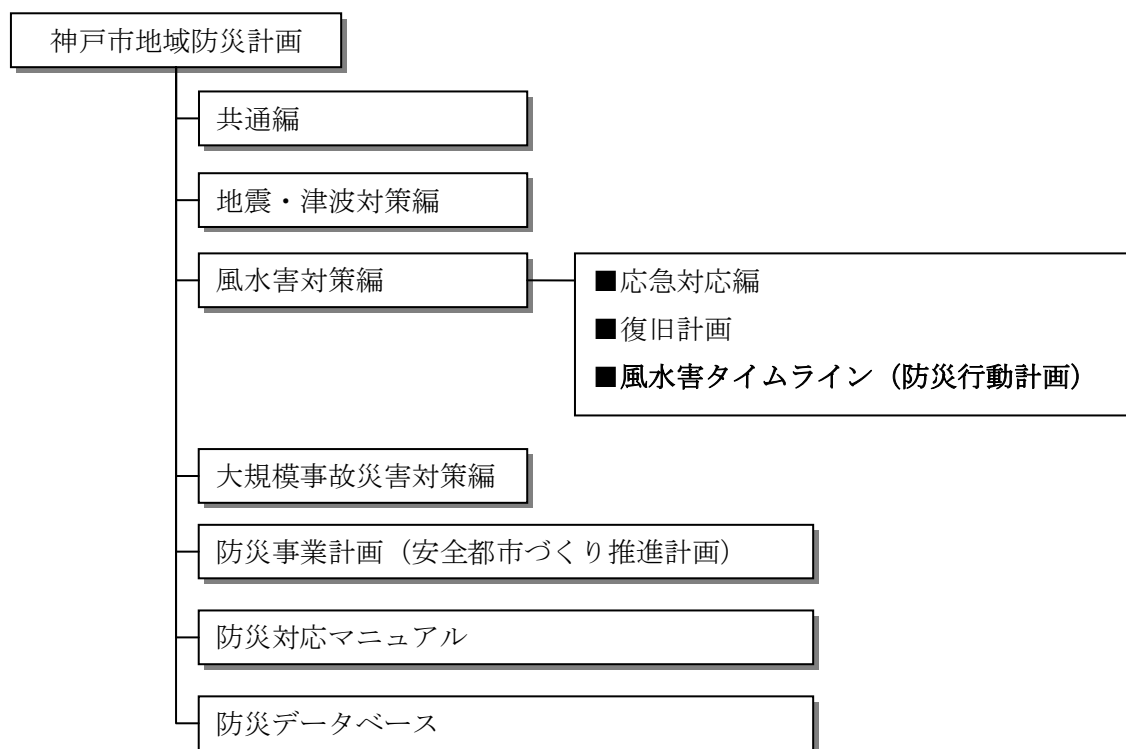


図1 タイムラインの位置づけ

## 2 本計画の役割と効果

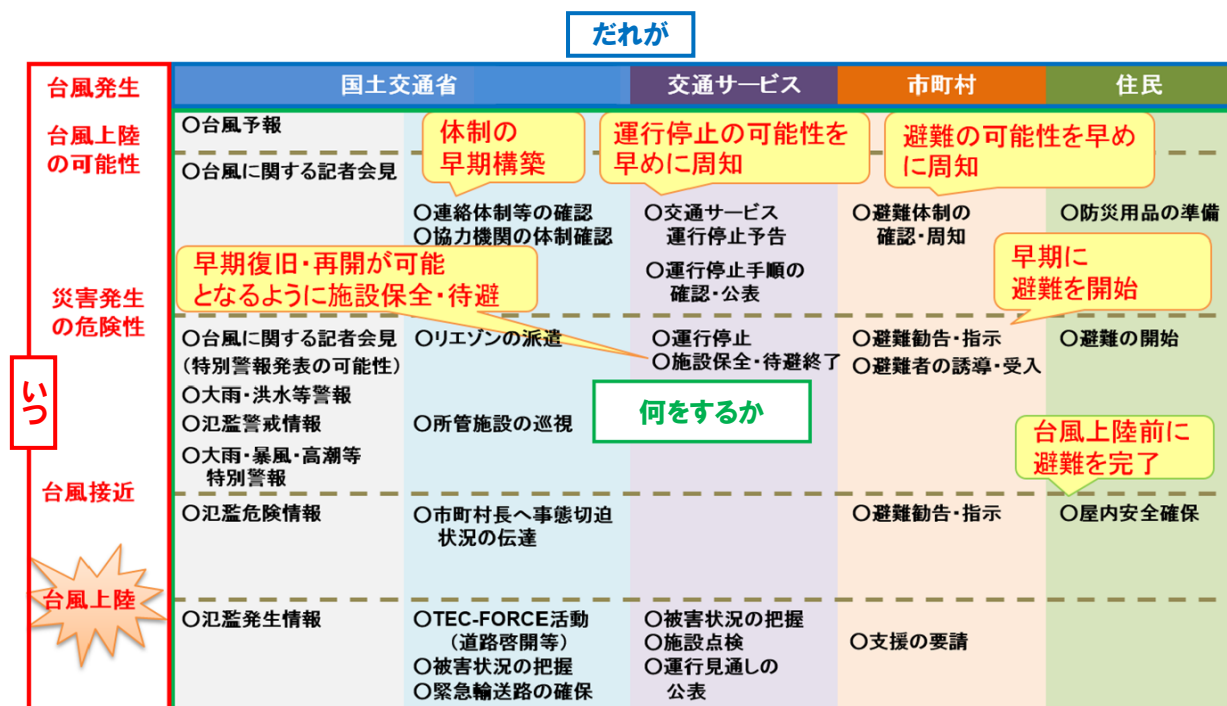
タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定して共有した上で、「いつ」、「だれが」、「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。「何をする」は概要を示すもので「防災行動計画」ともいう。

災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模が想定される風水害の場合、災害発生前の早い段階で防災関係機関が緊密に連携した対応を行うことで、被害を最小限にとどめることが可能である。

米国で2012年に発生したハリケーン・サンディでは、タイムラインを活用し、住民の避難支援やその後の交通機関の運行停止等の防災行動を早めに実施したことで死者数を0人に抑えることができた。これを踏まえ、日本でも平成26年1月に「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」が設置され、全国の河川の直轄管理区間を対象に、避難勧告等の発令に着目したタイムラインが策定されている。

発災後の対応ではなく、先を見越した「事前の対応」を予め定めたタイムラインを策定することにより、対応の遅れによる被害拡大を回避することが期待される。また、各機関の役割が一覧として可視化されることで役割分担を明確化でき、各局室区や防災関係機関との調整の労力を軽減することができるとともに、市民にとっても災害時に先を見越した行動ができるようになるなどの効果が期待できる。

なお、本市では「事前の対応の連携」を重視したタイムラインとして整理することとし、発災後の対応を記述した地域防災計画や各局室区の防災組織計画と併用した運用が重要である。



出典：「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」（平成28年8月、国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部）をもとに作成

図2 タイムラインを構成する3要素とアウトプットイメージ

### 3 本計画の対象とする災害想定

本計画は風水害を対象とし、地域防災計画のうち風水害対策編に関する事項を整理する。風水害は洪水や高潮などの「水害」と、土石流やがけ崩れなどの「土砂災害」に大別され、これらは避難情報の発令時期や防災活動を実施するトリガーが異なる事から、本計画では「水害」と「土砂災害」を分けてとりまとめる。

風水害の発生要因は台風や前線性降雨のように災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等が想定される場合や、局地的大雨などの局地的大雨のように、短時間で発災に至る場合があるが、これらはリードタイムが異なるものの、実施すべき行動内容には差が無いことから、本計画では台風による被害を基本として整理し、前線性降雨や局地的大雨にも準用するものとする。

### 4 本計画の対象とする期間（いつ）

本計画は、主に住民避難に関する事項に着目した計画とするため、災害への準備から、災害の収束までの期間を対象とし、対応の目安となるよう、段階（フェーズ）を設定する。各フェーズは、「避難判断のガイドライン（水害・土砂災害編）」（平成 28 年 5 月、兵庫県）に基づき、4 段階のフェーズ（フェーズ 1～フェーズ 4）を基本としたが、準備段階（フェーズ 0）、発災段階（フェーズ 5）、収束段階（フェーズ 6）を追加し、表 1 に示す計 7 段階とした。

実際の対応においては、全市域で等しく災害の切迫度が高まっていく場合もあれば、一方で、ある河川の流域ではフェーズ 3 であるが、別の流域ではフェーズ 1 であるというように、気象状況や地理的要因により市内各地で様々なフェーズが同時進行することも想定される。また、大気が不安定な状態になり、局地的な大雨が短時間に降り、災害の切迫度が急激に高まることも考えられる。

そのため、本計画で示すフェーズは、必ずしも順番通りに進む必要はなく、各地の状況に応じて対応するフェーズを変えたり、災害の切迫度に応じてフェーズをスキップするなど、柔軟に対応するものとする。

表 1 本計画のフェーズ

災害の切迫度	フェーズ	段階	備考
↓ 高 ↓ 非常事態 ↓ 低	0	台風等による大雨への準備段階	※本市独自に追加したフェーズ
	1	防災気象情報を把握する段階	避難判断のガイドライン（兵庫県）
	2	避難準備・高齢者等避難開始を発令するかどうかの段階	
	3	避難準備・高齢者等避難開始を発令する段階	
	4	避難勧告、避難指示（緊急）を発令する段階	
	5	発災段階	※本市独自に追加したフェーズ
	6	収束段階	

## 5 本計画の対象とする防災関係機関（誰が）

本計画では、表2に示す国・県等の関係機関及び、各局室区を対象とする。

表2 対象の機関・関係部局

区分	対象の機関・関係局部室
国、県等の関係機関	神戸地方気象台、六甲砂防事務所、自衛隊兵庫地方協力本部、兵庫県警察本部、兵庫県災害対策課、兵庫県砂防課、神戸土木事務所、宝塚土木事務所、兵庫森林管理署
庁内水防関係部局	市長室、危機管理室、市民参画推進局、保健福祉局、経済観光局、建設局、みなと総局、区、消防局
その他部局	こども家庭局、交通局、教育委員会事務局、その他部局

## 6 本計画の対象とする防災行動（何をするか）

地域防災計画及び神戸市危機管理マニュアルなどをはじめとする表3に示す資料及び、平成28年度の台風接近時の各局室区の災害対応記録に基づき、実施すべき防災行動を抽出・整理する。

表3 使用資料

区分	使用資料
神戸市の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市地域防災計画 共通編</li> <li>・神戸市地域防災計画 風水害対策編</li> <li>・神戸市水防計画</li> <li>・神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル</li> <li>・危機管理マニュアル</li> <li>・局室区防災組織計画</li> </ul>
その他機関の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所タイムライン</li> </ul>
他都市の災害事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害：平成26年8月豪雨災害（広島市）</li> <li>・水害：平成27年9月関東・東北豪雨災害（常総市（鬼怒川））</li> </ul>
神戸市における実際の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各局室区の災害対応記録 （平成28年9月20日、台風16号（全市防災指令第2号の発令）） （平成28年10月5日、台風18号（全市防災指令第1号の発令））</li> </ul>



## 7 本計画の構成

前述の検討をもとに、表4に示す特徴を持つ計画を作成する。また、利用する対象者や目的に応じ表5に示す4種類にとりまとめる。

表4 本計画の特徴

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害及び土砂災害を対象としたタイムライン</li> <li>・ 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令に必要となる項目を重点的に整理</li> <li>・ 時間軸を7つの段階（フェーズ）で整理</li> <li>・ 水害、土砂災害時の対応を分けて整理</li> <li>・ 市民向け概要版、全体版、庁内版、各局室区版の4種類に区分</li> <li>・ 「起点となる行動」の明示</li> <li>・ 局地的大雨等、災害の切迫度が急に進んだ場合でも対応が望まれる項目の明示（庁内版、各局室区版）</li> <li>・ 各フェーズで繰り返し対応が必要な行動項目を明示</li> </ul>
---

表5 とりまとめの種類別

種別	概要
市民向け概要版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民向けの啓発資料として土砂災害と水害を統合して整理。</li> <li>・ 掲載する情報は、市民の避難に関する情報に特化して記載。</li> <li>・ タイムラインの概要や見かた等の説明文を記載。</li> <li>・ タイムラインに記載している市民の行動に繋がる情報が、どこで入手できるのかを明記。</li> </ul>
全体版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全体の災害対応の流れを示したタイムライン。</li> <li>・ タイムラインの全体の流れを把握できるように、気象台、国・県、市、市民等の大区分で示す。</li> </ul>
庁内版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部局の連携に着目した庁内全体のタイムライン。</li> <li>・ 関係部局の連携を重視しているため、実施する行動内容については簡略化して記載。</li> </ul>
各局室区版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各局室区の行動に着目したタイムライン。</li> <li>・ 実災害時にチェックリストとしても使用することを目的とする。行動内容は、各局室区を中心とし、情報の受け取り・受け渡し、所属内での行動について詳細を記載。</li> <li>・ 区版は区の代表的な行動項目を中心に記載。</li> <li>・ その他版は、水防関係部局等（庁内調整会議参加局室区）以外の局室区の共通事項として整理。</li> </ul>

## 8 運用と見直し

### (1) 本計画の運用

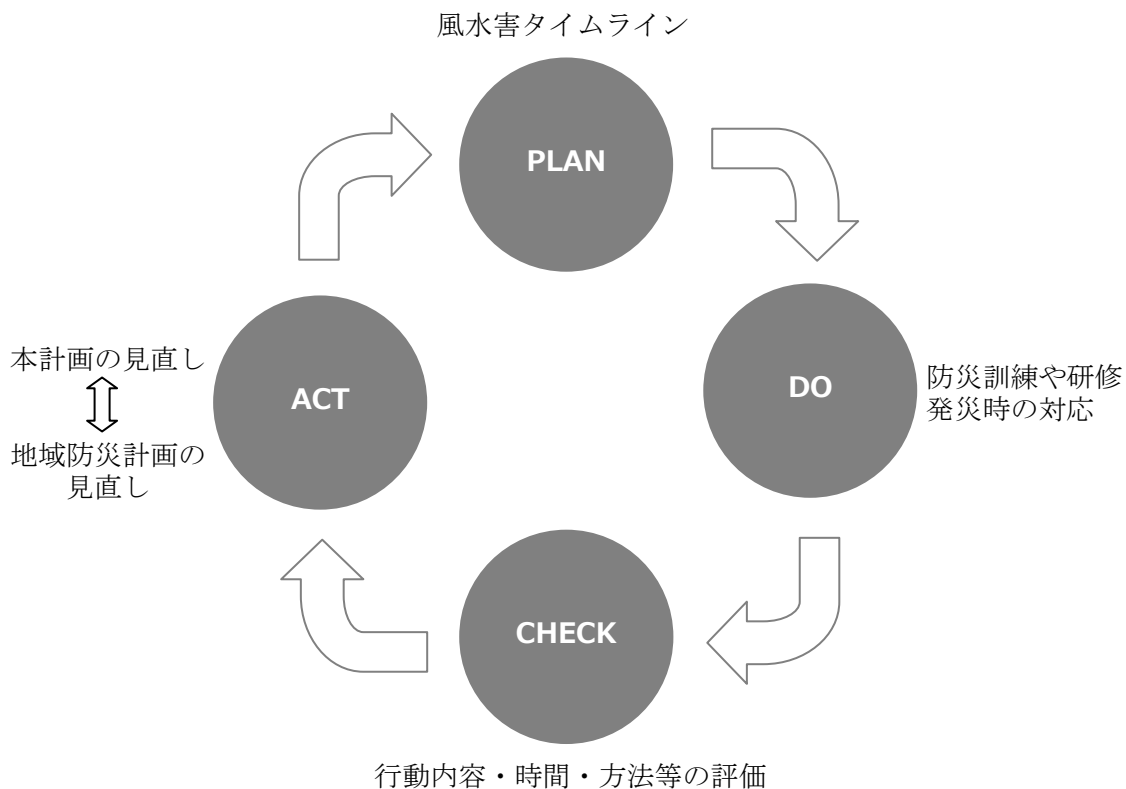
台風や大雨の予報が出ており、災害の発生が懸念される場合は、本計画を地域防災計画等の既存の計画と併せて活用する。

なお、本計画はひとつの災害に対する基本的な対応の流れを示したものである。実際には、突発的に災害の切迫度が高まり、緊急避難場所の開設体制が確立していない場合でも避難情報を発令したり、市内各地の複数箇所で発災の危険性が高まっているものの、その切迫度がそれぞれ違う可能性があり、本計画の想定通りに事態が進行するとは限らない。

そのため、気象情報や災害の切迫度に応じて、本計画を参考にしつつ、事態の進捗状況に応じた対応が必要になることに留意しなければならない。

### (2) 本計画の検証

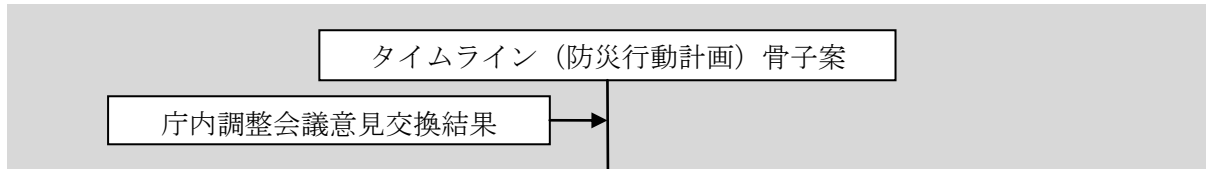
本計画は、平常時の防災訓練や研修、発災時の対応等を通じて、効率的に運用できるよう備えることが重要である。また、地域防災計画の見直しに伴い本計画も併せて見直しを行うものとする。



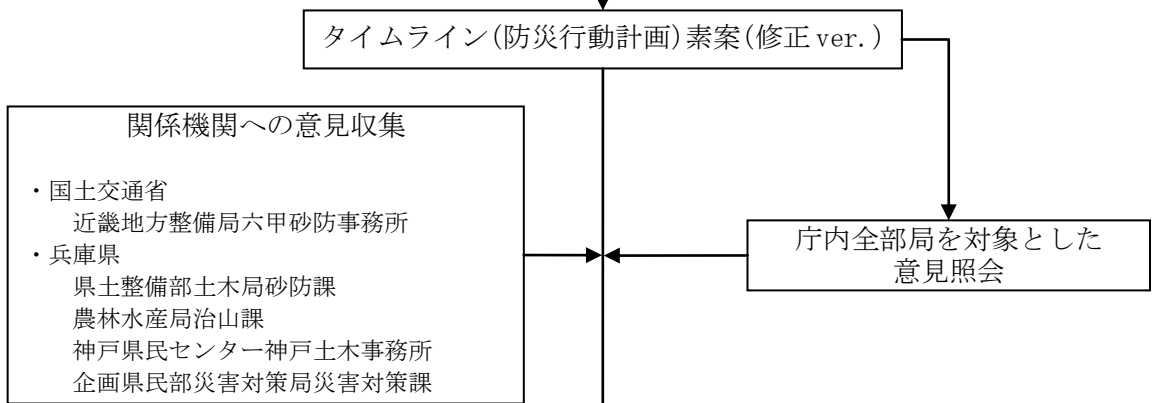
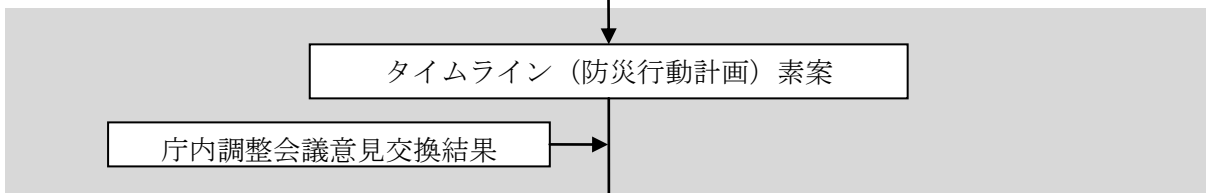
**(参考) 本計画策定までの経緯**

本計画の策定にあたっては、庁内の水防関係部局を中心とした局室区で構成する庁内調整会議を開催し、意見調整を図った。また、全庁的な意見照会や、国・県等の関係機関に対するヒアリングを行い、多面的な意見を反映させた。

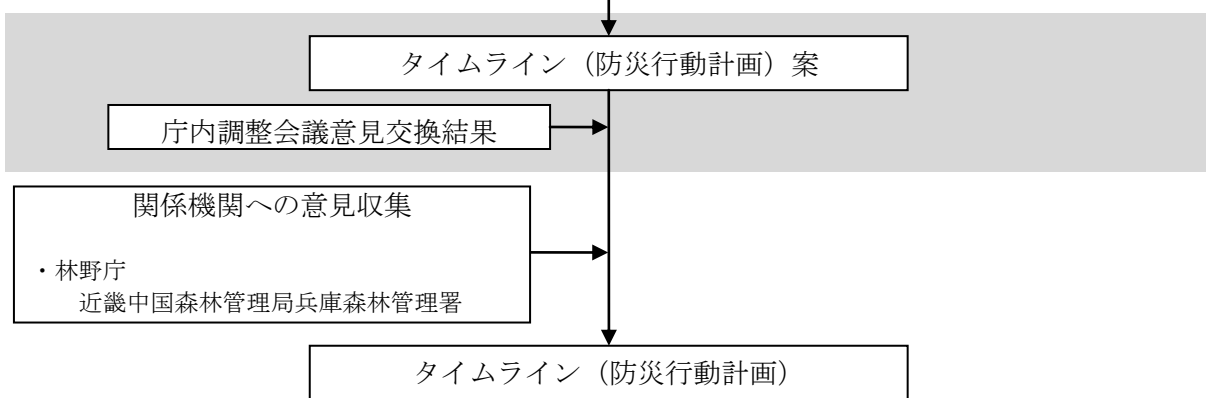
■ 庁内調整会議（第1回）(H28.12.19)



■ 庁内調整会議（第2回）(H29.2.10)



■ 庁内調整会議（第3回）(H29.3.23)



○ 庁内調整会議参加部局

- 水防関係部局 : 市長室、危機管理室、市民参画推進局、保健福祉局、経済観光局、建設局、みなと総局、区、消防局
- その他の部局 : こども家庭局、交通局、教育委員会事務局

## 8 タイムライン【全体版】

次項参照

フェーズ	防災指令体制	行動項目	神戸地方気象台	国・兵庫県等	神戸市	市民等	市民に望まれる避難行動
0 台風等による大雨への準備段階		雨量情報の収集 気象情報の収集 台風情報の収集	○台風予報 ○台風説明会		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集 ○台風情報の収集 ○注意喚起メールの発信 ○列車遅延・運休の告知 ○今後の見通しの庁内情報共有	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○台風情報の受信（ひょうご防災ネット等で確認） ○ハザードマップ等による緊急避難場所、避難経路の確認 ○非常持出し品の準備	平時の取り組み
		市役所内体制 (防災連絡会議等)					
1 防災気象情報を把握する段階	連絡員待機指令段階	雨量情報の収集 気象情報の収集	○大雨注意報の発表		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○大雨注意報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	大雨注意報が発表された場合 ↓ 気象情報に注意
		土砂災害の監視 ため池の監視		六甲砂防事務所 六甲治山事務所 神戸土木事務所 兵庫森林管理署 ○土砂災害の監視  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○土砂災害の監視 ○必要に応じパトロール ○必要に応じ神戸市営地下鉄の規制	○前兆現象の通報	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○今後の見通しの庁内情報共有 ○連絡員待機指令発令を検討		
2 避難準備情報を発令するかどうかの段階	防災指令第1号発令段階 災害警戒本部	雨量情報の収集 気象情報の収集	○大雨注意報から警報への切り替わりに言及		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○気象情報の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	雨が強まり大雨警報が発表される見込みを入手した場合 ↓ 避難に対する準備を開始
		土砂災害の監視 ため池の監視		六甲砂防事務所 六甲治山事務所 神戸土木事務所 兵庫森林管理署 ○土砂災害の監視  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○土砂災害の監視 ○必要に応じパトロール ○必要に応じ神戸市営地下鉄の規制	○前兆現象の通報	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○避難準備・高齢者等避難開始を発令するかどうかの庁内情報共有 ○防災指令第1号発令 ○災害警戒本部設置 ○自主避難者受入対応		
3 避難準備情報を発令する段階	防災指令第2号発令段階 災害警戒本部	雨量情報の収集 気象情報の収集	○大雨警報の発表 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○大雨警報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 ↓ 避難の準備、避難に時間がかかる方は避難を開始
		土砂災害の監視 ため池の監視		六甲砂防事務所 六甲治山事務所 神戸土木事務所 兵庫森林管理署 ○土砂災害の監視  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○土砂災害の監視 ○管内パトロール ○必要に応じ神戸市営地下鉄の規制	○前兆現象の通報	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○土砂災害警戒情報の見込み状況 ○避難準備情報の発令対象区域の検討 ○防災指令第2号発令 ○緊急避難場所の開設体制の確立 ○災害テレホンセンターの開設検討		
		避難準備情報の発令 避難誘導		六甲砂防事務所 兵庫県 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する助言	○避難準備・高齢者等避難開始の市民への伝達 ○土砂災害警戒区域内にある施設（災害時要援護者の利用する施設等）に情報提供	○避難準備・高齢者等避難開始発令の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○避難準備・高齢者等避難開始発令の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認） ○災害時要援護者の利用する施設の管理者は避難誘導を開始	

フェーズ	防災指令体制	行動項目	神戸地方気象台	国・兵庫県等	神戸市	市民等	市民に望まれる避難行動
4 避難勧告・指示を発令する段階	防災指令第2号発令段階 災害警戒本部	雨量情報の収集 気象情報の収集	○土砂災害警戒情報の発表	○地域別土砂災害危険度	○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○土砂災害警戒情報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	避難勧告が発令された場合 ↓ 速やかに安全な場所への避難を開始
		土砂災害の監視 ため池の監視		六甲砂防事務所 六甲治山事務所 神戸土木事務所 兵庫森林管理署 ○土砂災害の監視 ○六甲山系警戒システム  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○土砂災害の監視 ○管内パトロール ○必要に応じ神戸市営地下鉄・道路の規制	○前兆現象の通報	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○道路通行止め・規制状況の把握 ○避難勧告、避難指示（緊急）発令の見込み ○避難勧告、避難指示（緊急）の発令対象区域の検討 ○状況に応じて防災指令第3号発令の検討	○道路通行止め・規制状況の確認（市ホームページで確認）	
		避難勧告の発令		六甲砂防事務所 兵庫県 ○避難勧告の発令に関する助言	○避難勧告の発令（土砂災害警戒区域・消防署が危険と判断した区域） ○避難勧告の市民への伝達 ○土砂災害警戒区域内にある施設（災害時要援護者の利用する施設等）に情報提供	○避難勧告発令の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○避難勧告発令の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認）	
	気象情報の収集	○記録的短時間大雨情報の発表		○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○記録的短時間大雨情報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	避難指示（緊急）が発令された場合 ↓ ただちに安全な場所へ避難	
	避難指示（緊急）の発令		六甲砂防事務所 兵庫県 ○避難指示（緊急）の発令に関する助言	○避難指示（緊急）の発令（土砂災害警戒区域・消防署が危険と判断した区域） ○避難指示（緊急）の市民への伝達 ○土砂災害警戒区域内にある施設（災害時要援護者の利用する施設等）に情報提供	○避難指示（緊急）発令の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○避難指示（緊急）発令の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認）		
	気象情報の収集	○大雨特別警報の発表		○大雨特別警報の伝達	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○特別警報発表の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認）		
5 発災	防災指令に 関係なく	災害対応		六甲砂防事務所 六甲治山事務所 神戸土木事務所 兵庫森林管理署 ○被害状況の把握 ○今後の予測 ○現地対策本部の設置 ○復旧対策の検討	○道路通行止め・規制状況の把握 ○被害状況の把握 ○救援・救助 ○知事への自衛隊災害派遣要請 ○広域支援・連携の要請（リエゾン、TEC-FORCE）	○道路通行止め・規制状況の確認（市ホームページで確認） ○被害情報の通報	命を守る行動
6 収束	防災指令の 解除段階	収束	○各種気象情報等の解除	六甲砂防事務所 兵庫県 ○避難指示（緊急）解除の助言	○各種気象情報等の解除の伝達 ○避難指示（緊急）の解除の発令 ○防災指令の解除の発令		

※本タイムラインは、ひとつの災害に対する基本的な対応の流れを示したものである。実際には、突発的に災害の切迫度が高まり、緊急避難場所の開設体制が確立していない場合でも避難情報を発令したり、複数の箇所が発災の危険性が高まっているものの、その切迫度がそれぞれ違う場合が想定される。気象情報や災害の切迫度に応じて、本タイムラインを参考にしつつ、状況に応じて対応する。

フェーズ	防災指令体制	行動項目	気象庁	国・兵庫県等 〔河川水位の状態〕	神戸市	市民等	市民に望まれる 避難行動
0 台風等による大雨への準備段階		雨量情報の収集 気象情報の収集 台風情報の収集	○台風予報 ○台風説明会		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集 ○台風情報の収集 ○注意喚起メールの発信	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○台風情報の受信（ひょうご防災ネット等で確認） ○ハザードマップ等による緊急避難場所、避難経路の確認 ○非常持出し品の準備	平時の取り組み
		河川等の監視		神戸海上保安部 ○台風対策小委員会 ○警戒態勢発令 神戸土木事務所 ○水防警報1号 〔水防団待機水位を越えさらに上昇のおそれ〕	○台風情報の収集 ○出入港在港船管理、渡橋対策 ○水位情報の収集 ○必要に応じパトロール ○必要に応じダム放流の確認 ○必要に応じ道路の規制	○異常情報の通報	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○今後の見直しの庁内情報共有 ○列車遅延・運休の告知		
1 防災気象情報を把握する段階	連絡員待機指令段階	雨量情報の収集 気象情報の収集	○大雨・洪水・高潮注意報の発表		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○大雨注意報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	大雨・洪水・高潮注意報が発表された場合 ↓ 気象情報に注意
		河川等の監視 量水標等の監視 潮位計の監視 水防設備 防潮堤の監視 ため池の監視		神戸土木事務所 ○水防警報2号 〔氾濫注意水位に達するおそれ〕  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○水位情報の収集 ○量水標等の監視 ○潮位計の監視 ○水防設備 ○防潮堤の監視・管理 ○ため池の状況確認 ○鉄扉閉鎖 ○必要に応じパトロール ○必要に応じダム放流の確認 ○必要に応じ神戸市営地下鉄の規制	○異常情報の通報  ○ため池の監視（管理者・水利代表者）	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○今後の見直しの庁内情報共有 ○連絡員待機指令発令		
2 避難準備情報を発令するかどうかの段階	防災指令第1号発令段階 災害警戒本部	雨量情報の収集 気象情報の収集	○大雨・洪水・高潮注意報から警報への切り替わりに言及		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○気象情報の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	雨が強まり大雨・洪水・高潮警報が発表される見込みを入手した場合 ↓ 避難に対する準備を開始
		河川等の監視 量水標等の監視 潮位計の監視 水防設備 防潮堤の監視 ため池の監視		神戸土木事務所 ○水防警報3号 〔氾濫注意水位を越えさらに上昇のおそれ〕  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○水位情報の収集 ○量水標等の監視 ○潮位計の監視 ○水防設備 ○防潮堤の監視・管理 ○ため池の状況確認 ○必要に応じパトロール ○必要に応じダム放流の確認 ○必要に応じ神戸市営地下鉄の規制	○異常情報の通報  ○ため池の監視（管理者・水利代表者）	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○避難準備・高齢者等避難開始を発令するかどうかの庁内情報共有 ○防災指令第1号発令 ○災害警戒本部設置 ○自主避難者受入対応		
3 避難準備情報を発令する段階	防災指令第2号発令段階 災害警戒本部	雨量情報の収集 気象情報の収集	○大雨・洪水・高潮警報の発表		○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○大雨警報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 ↓ 避難の準備、避難に時間がかかる方は避難を開始
		河川等の監視 量水標等の監視 潮位計の監視 水防設備 防潮堤の監視 ため池の監視		○水位情報の通知（公表） 〔避難判断水位に到達予測〕  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○水位情報の収集 ○量水標等の監視 ○潮位計の監視 ○水防設備 ○防潮堤の監視・管理 ○ため池の状況確認 ○必要に応じパトロール ○必要に応じダム放流の確認 ○必要に応じ神戸市営地下鉄の規制	○異常情報の通報  ○ため池の監視（管理者・水利代表者）	
		市役所内体制 (防災連絡会議等)			○道路通行止め状況の把握 ○水位上昇の予測 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令対象区域の検討 ○防災指令第2号発令 ○災害テレホンセンターの開設検討	○道路通行止め状況の確認（市ホームページで確認）	
		河川等の監視		○水位情報の通知〔避難判断水位に到達〕	○水位情報の収集		
		避難準備・高齢者等避難開始の発令 避難誘導		兵庫県 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する助言	○避難準備・高齢者等避難開始の発令	○避難準備・高齢者等避難開始の市民への伝達 ○河川の浸水想定区域の施設（地下街、災害時要援護者の利用する施設等）に情報提供 ○緊急避難場所の開設体制の確立	○避難準備・高齢者等避難開始発令の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○避難準備・高齢者等避難開始発令の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認） ○災害時要援護者の利用する施設の管理者は避難誘導を開始

フェーズ	防災指令体制	行動項目	気象庁	国・兵庫県等 〔河川水位の状態〕	神戸市	市民等	市民に望まれる 避難行動
4 避難勧告・指示を 発令する 段階	防災指令第2号発令段階 災害警戒本部	雨量情報の収集 気象情報の収集			○雨量情報の収集 ○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認）	避難勧告が発令された場合 ↓ 速やかに安全な場所への避難を開始
		河川等の監視 量水標等の監視 潮位計の監視 水防設備 防潮堤の監視 ため池の監視		○水位情報の通知（公表） 〔氾濫危険水位に到達予測〕  市営以外の公共交通機関 ○必要に応じ鉄道輸送の規制	○水位情報の収集 ○量水標等の監視 ○潮位計の監視 ○水防設備 ○防潮堤の監視・管理 ○ため池の状況確認 ○必要に応じパトロール ○必要に応じダム放流の確認 ○必要に応じ神戸市営地下鉄・道路の規制	○異常情報の通報  ○ため池の監視（管理者・水利代表者）	
		市役所内体制 （防災連絡会議等）			○道路通行止め状況の把握 ○避難勧告、避難指示（緊急）発令の見込み ○避難勧告、避難指示（緊急）の発令対象区域の検討 ○状況に応じて防災指令第3号発令の検討	○道路通行止め状況の確認（市ホームページで確認）	
		河川等の監視		○水位情報の通知（公表） 〔氾濫危険水位に到達〕	○水位情報の収集		
		市役所内体制 （防災連絡会議等）			○道路通行止め・規制状況の把握	○道路通行止め・規制状況の確認（市ホームページで確認）	
	避難勧告の発令		兵庫県 ○避難勧告の発令に関する助言	○避難勧告の発令（河川浸水想定区域等） ○避難勧告の市民への伝達 ○河川の浸水想定区域内にある施設（地下街、災害時要援護者の利用する施設等）に情報提供	○避難勧告発令の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○避難勧告発令の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認）	避難指示（緊急）が発令された場合 ↓ ただちに安全な場所へ避難	
	気象情報の収集	○記録的短時間大雨情報の発表		○気象情報の収集	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○記録的短時間大雨情報発表の受信（ひょうご防災ネット等で確認）		
	河川等の監視		○水位情報の通知（公表） 〔氾濫危険水位を越えその後も水位上昇が予想される〕	○水位情報の収集 ○必要に応じパトロール	○異常現象の通報		
	避難指示（緊急）の発令		兵庫県 ○避難指示（緊急）の発令に関する助言	○避難指示（緊急）の発令（河川浸水想定区域等） ○避難指示（緊急）の市民への伝達 ○河川の浸水想定区域内にある施設（地下街、災害時要援護者の利用する施設等）への情報提供市役所内体制	○避難指示（緊急）発令の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○避難指示（緊急）発令の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認）		
気象情報の収集	○大雨・高潮特別警報の発表			○大雨・高潮特別警報の伝達	○気象情報等の確認（テレビ、ラジオ、インターネット等で確認） ○特別警報発表の受信（防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット等で確認）		
5 発災	防災指令に 関係なく	災害対応		○被害状況の把握 ○今後の予測 ○現地対策本部の設置 ○復旧対策の検討	○道路通行止め・規制状況の把握 ○被害状況の把握 ○救援・救助 ○知事への自衛隊災害派遣要請 ○広域支援・連携の要請（リエゾン、TEC-FORCE）	○道路通行止め・規制状況の確認（市ホームページで確認） ○被害情報の通報	命を守る行動
6 収束	防災指令の 解除段階	収束	○各種気象情報等の解除	兵庫県 ○避難指示（緊急）解除の助言	○各種気象情報等の解除の伝達 ○避難指示（緊急）の解除の発令 ○防災指令の解除の発令		

※本タイムラインは、ひとつの災害に対する基本的な対応の流れを示したものである。実際には、突発的に災害の切迫度が高まり、緊急避難場所の開設体制が確立していない場合でも避難情報を発令したり、複数の箇所が発災の危険性が高まっているものの、その切迫度がそれぞれ違う場合が想定される。気象情報や災害の切迫度に応じて、本タイムラインを参考にしつつ、状況に応じて対応する。